

戦時期日本における農地作付統制政策の運用実態

——長野県の事例——

坂 根 嘉 弘

一、はじめに

戦時農地政策研究のなかでも、農地作付統制についての分析は遅れている。従来、農地作付統制については、その政策変遷すらも十分に明らかではなかった。このような研究状況を踏まえ、筆者は拙稿「農地作付統制についての基礎的研究」で、農地作付統制の政策変遷とその全体的な政策効果、戦後農業生産への影響を分析した。本稿では、前掲拙稿で十分に明らかに出来なかつた道府県レベルにおける作付統制許可申請の運用実態と市町村農地委員会による耕作勧告を検討したい。本稿では、分析対象地域として長野県をとりあげる。長野県を分析対象とするのは、作付統制許可申請関係の県庁行政文書が保存されていたことにもよるが、さらには長野県が

桑・果樹・花卉などの作付転換割当面積において他と比べて飛びぬけて大きかったことによる。つまり、桑園、果樹、樹苗、菓草などの作付面積並びにその転換割当面積が大きく、農地作付統制分析にとって格好の分析対象地域であったのである。

最初に、長野県における農地作付統制政策の概要をみておきたい。農地作付統制は一九四一年二月一日施行の臨時農地等管理令に基づいている。その第八条が耕作勧告であり、第十条が作付統制であった。農林省は一九四一年十月二十一日に農地作付統制細則例を道府県に示し、道府県ではそれを踏まえ、道府県の農地作付統制細則を定めた。農地作付統制細則例は第一条・第六条・第七条で農林大臣・地方長官の指定による作付統制を、第八条で市町村農地委員会による耕作勧告を規定していた。長野県では、一九四一年十月二十三日に

長野県農地作付統制細則（長野県令第八十二号）を定めている。長野県農地作付統制細則の第一条・第五条・第六条が作付統制であり、第七条が耕作勧告であった。³⁾長野県で作付統制の対象となった作物は、農林大臣の指定による食糧農作物（稲、麦、甘藷、馬鈴薯、大豆）と知事の指定による抑制農作物（果樹、桑樹、茶樹、桐樹、竹、杞柳、マオラン、花卉、西瓜、樹苗、蘭、七島蘭、葉草）であった。以上のうち長野県では、りんご（苹果）とその他の果樹、薬用人参、洋菊、樹苗が特に問題となった。

以下では、二で知事による作付統制許可を、三で市町村農地委員会による耕作勧告を検討したい。

二、農地作付統制の実態

（一）知事による作付統制許可の分析

ア 作付許可規程とその手続き

ここでは、長野県農政課『昭和十七年度作付統制許可関係綴』⁴⁾を用いて、作付統制許可の運用実態を検討しておきたい。まず、作付許可規程とその手続きを確認しておきたい。

長野県令第八十二号の農地作付統制細則に基づく許可申請は、三通りあった。第一は、第一条第五号の規程によるものである。農地作付統制細則第一条は、当分の内、当該農地に、農地作付統制規則（農林省令第八十六号）第二条により農林大臣の指定する食糧農作物（稲、麦、甘藷、馬鈴薯、大豆）

以外の農作物の作付けを禁じるもので、第五号は「其ノ他特別ノ事由ニヨリ知事ノ許可ヲ受ケタル場合」は、食糧農作物以外の作付けを許可するというものであった。第二は、第五条第三号の規定によるものである。農地作付統制細則第五条は、知事の指定する抑制農作物（果樹、桑樹、茶樹、桐樹、竹、杞柳、マオラン）を、一九四一年十月二十五日における作付面積を超えて作付けすることを禁じるもので、第三号は、「特別ノ事由ニ因リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合」は一九四一年十月二十五日の作付面積を超えた抑制農作物の作付けを許可するものである。農地作付統制細則第六条は、知事の指定する抑制農作物（花卉、西瓜、樹苗、蘭、七島蘭、葉草）を知事の指定する面積を超えて作付けすることを禁じるもので、第四号は、「特別ノ事由ニ因リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合」は知事の指定する面積を超えて抑制農作物の作付けを許可するものである。知事の指定する面積とは、花卉は「前年度ニ於ケル作付面積ノ七割」、樹苗、蘭、七島蘭、葉草は「前年度ニ於ケル作付面積」であり、この場合の前年度作付面積とは、一九四〇年十月二十五日から一九四一年十月二十四日の一年間の作付面積を指した。許可申請書は、第一条第五号は「作付ヲ為サントスル作物ノ種類」、作付ヲ為サントスル農地ノ所在地、地目及面積」、「作付ヲ為サントスル理由」を、第五条第三号、第六条第四号は「許可ヲ受ケントスル作物ノ種類」、

「作付セントスル農地ノ所在地、地目及面積」、「作付セントスル理由」を、それぞれ記して、知事宛に提出するものであった。

農地作付統制に関する許可申請の手続きは、上記の規程による申請者から知事宛の「許可申請書」が町村役場に出され、町村長はその申請についての「意見書」（知事宛）を添付して県経済部当該出張所（一九四二年七月一日以降は当該地方事務所）にそれらの書類を提出した。その「意見書」は町村長名の場合と町村農会長名の場合とがあつたが、いずれにしてもその許可申請が妥当である旨を述べていた。「許可申請書」と「意見書」は、経済部当該出張所長から「農地作付統制二関スル申請書申達ノ件」（経済部長宛）として県庁に送付された。県では、許可申請書を審査して許可か不許可を決定した。多くの場合、長野県農林主事や長野県小作官補などが実情調査のために現地へ赴き、その現地調査をもとに許可・不許可が審査された。その結果を、県経済部長より、たとえ「農地作付統制細則第五条第三号ノ規程ニ依ル許可二関スル件」として、警察部長（のち経済保安課長）、経済部当該出張所長（のち当該地方事務所長）、当該町村長宛に通知した。申請から結果が出るまで、だいたい二、三週間から三ヶ月ほどかかった。『昭和十七年度作付統制許可関係綴』には、それらの文書類が綴じられている。

イ 知事による作付統制許可

表1が、一九四二年一月から十二月までの作付統制許可状

況を示した概括表である。申請事件ごとに許可・不許可、その理由などを示してある。処理条項をみると、長野県農地作付統制細則第一条第五号は二件、第五条第三号は二十件、第六条第四号は十三件であり、ほとんどは第五条第三号、第六条第四号であつたことが分かる。第一条第五号申請は少なく、農林大臣指定の食糧農作物は作付転換申請すらしにくかつたことを示している。食糧農作物の確保が国家の大方針であつたためである。

さて、事例を一件ごとみにみていくと、許可・不許可の基準が浮き彫りになる。結論を先取りして言うと、許可申請に対する判断の基準は、果樹、花卉、樹苗、葉草など知事指定の抑制作物を栽培しようとする耕地に、食糧農作物を栽培することが可能であるかどうかという点であつた。食糧農作物の栽培が可能と判定された場合は不許可となつた（七番、八番、十番、十九番、三十番）。特に平坦畑地の場合には許可は難しかつた。それに対し、急傾斜地の山林開墾での抑制作物の栽培は、食糧農作物の栽培が不可能ということで許可となつている。その場合にも、常に他に及ぼす影響を考慮して、問題がないと判断した場合のみ許可となつている。平坦畑地の場合に許可が難しかつたのは、いろいろの理由を申請者はつけていたが、それを許可すると歯止めが利かなくなることを県庁が懸念したためと思われる。但し、特別な配慮が加味されたのが、傷痍軍人の申請者（二番、六番、十八番、二十五番、二八番）、家族に応召者のいる申請者（二四番）、家族

に戦死者のいる申請者（三三番）であった。その場合にも、家族人員、経営面積、所得や特記事項（病氣や年齢構成など）を考慮しており、かつ申請面積が小さい場合が多かった。その他にも、軍需関連工場の敷地（三二番、三四番）や県直営の河川改修による潰れ地（二四番。但しこの場合には家族が応召中）の場合にも特別な配慮がなされたように思われる。

もつとも、三十番の事例は、申請者の長男と次男が応召中であったが、申請地面積が大きく、平坦桑畑地であったこともあり、食糧農作物の栽培が可能ということで不許可となっている。また、二五番の事例は、申請者の息子が戦死しているが、不許可となっている。詳細は不明であるが、家族人数、経営面積、洋菊・百合の栽培経験などを考慮した結果と思われる。つまり、軍関係（傷痍軍人、応召家族、戦死者家族など）の申請や軍需会社敷地への配慮にも、当然ながら、政策全体のバランスを崩さないという限界が存したということであろう。

薬用人参は、会津、松江、信州が三大名産地であったが、作付統制が開始される一九四一年でみると、長野県は全国生産額の五十三%を占め、全国でトップの生産額をあげていた。長野県は、農地作付統制政策に関して、長野県薬用人参組合協会（小県郡丸子町）から「薬用人参作付統制二関スル件」（一九四二年四月二十日）の陳情を受けている。薬用人参は、県内では南佐久、北佐久、小県、埴科の四郡を中心に栽培されていた。薬用人参は知事から抑制作物に指定されて

おり、一九四〇年十月二十五日から一年間の作付面積を超えて作付けすることが禁じられていた。陳情書の内容は、薬用人参の栽培は同一畑に一代（約四十年間）一回と限られ、連作絶対不能の作物ゆえ必ず換地改植が必要であり、換地改植を認めてほしいということ、栽培面積の統制や資材の配給統制を薬用人参組合協会に任せてほしい、ということであった。一九四二年六月二十七日付の県経済部長からの回答は、

薬用人参の作付けにあたっては食糧増産第一主義が大原則であることを前提に、①一九四〇年十月二十五日から一年間の作付面積の範囲内において換地改植を認めること、②但し、その際、桑園等制限農作物の畑地に換地することとし、薬用人参が作付けされていた換地跡地には麦、馬鈴薯などの食糧農作物を作付すること、③平地は出来るだけ避けること、④当該農地のある市町村農会の承認を得ること、であった。さらに、作付面積拡張または新植する場合には、①既墾地は認めないこと、②開墾して作付面積を拡張または新植する場合には、農地作付統制細則第六条第四号により知事の許可を受けること、③その場合、農地のある市町村農会の意見書を添付すること、であった。いずれにしても、食糧農作物増産を第一とした回答であった。この回答をうけて、山林開墾地に薬用人参を新植・拡張した事例が、二六番、二七番、二九番であり、特に二七番は二九名が集団で許可を受けたものであった。これらは、いずれも許可されている。

以上のように、知事による作付統制許可申請は処理された

表1 長野県における作付統制許可状況 (1942年1月~12月)

県庁 番号	申請人		許可不 許可	処理条項	作物名	面積(反)	許可不許可事由
	住所	人数					
1	帝室林野局木曾支局諏訪出張所		許可	細則6条4号	樹苗	畑25.000	国ノ計画的事業ニヨル
2	傷痍軍人長野療養所長(上水内郡岩槻村)		許可	細則6条4号	罌粟栽培	畑0.529	国ノ奨励作物ニヨル
3	上水内郡浅川村	5人	不許可	細則5条3号	苹果	畑3.000	換地畑ハ良畑ト認メ難シ
4	北佐久郡川辺村	緋給	許可	細則6条4号	落葉松苗	畑0.908	荒廃桑園転換ニヨル落葉松増植
5	東筑摩郡宗賀村	1人	許可	細則5条3号	苹果	原野1.914	急斜面山林開墾ニヨル
6	下伊那郡千代村	1人	許可	細則5条3号	苹果・梨	原野2.000	急傾斜地山林開墾、右肩胛部銃創ノ傷痍軍人
7	北安曇郡七貴村	1人	不許可	細則6条4号	薬用人参	畑4.000	増反認メ難シ
8	埴科郡埴生村	1人	不許可	細則5条3号	胡桃	畑1.000	他ノ畑ニ普及ノ虞アレリ
9	下高井郡市川村	緋給	許可	細則6条4号	樹苗圃	畑0.800	荒廃桑園転換ニヨル落葉松増植
10	下高井郡倭村	1人	不許可	細則5条3号	杞柳	畑0.424	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
10	下高井郡木島村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.727	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
11	北安曇郡大町	1人	許可	細則5条3号	苹果	原野3.327	山林開墾地
12	上高井郡綿内村	1人	許可	細則1条5号	蓮根	田5.000	食糧農作物ノ作付転換、河川被害荒地免租地
13	長野市	1人	許可	細則5条3号	苹果	山林9.028	急斜面ノ山林開墾
16	更級郡中津村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.520	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
16	更級郡中津村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑2.113	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
16	更級郡中津村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.510	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
17	更級郡更級村	1人	許可	細則5条3号	苹果	山林2.414	急斜面ノ山林開墾
18	北佐久郡五郎兵衛新田村	1人	許可	細則6条4号	洋菊	宅地0.120	傷痍軍人、宅地内農地ノ一部利用
19	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.427	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
19	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.600	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
19	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.425	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
20	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.316	平坦部農地ニシテ他ニ及ス影響多シ
21	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.507	
22	更級郡共和村	1人	不許可	細則5条3号	苹果	畑0.822	
23	南佐久郡岸野村	1人	許可	細則5条3号	苹果	山林7.200	転業浮遊勞力利用、山林開墾ニヨル
24	上高井郡都住村	1人	許可	細則5条3号	苹果	畑2.604	
25	北佐久郡協和村	2人	不許可	細則6条4号	洋菊・百合	畑0.317, 宅64坪	
25	北佐久郡協和村	1人	許可	細則6条4号	洋菊	宅60坪	
26	小県郡東塩田村	2人	許可	細則6条4号	薬用人参	山0.922	
27	北佐久郡北御牧村	29人	許可	細則6条4号	薬用人参	山原野27.610	
28	北佐久郡協和村	1人	許可	細則6条4号	洋菊・百合	畑0.120	
29	北佐久郡北御牧村	1人	許可	細則6条4号	薬用人参	原野1反	
30	南安曇郡温村	1人	不許可	細則5条3号	葡萄・苹果・桃	畑15.103	
31	東筑摩郡宗賀村	2人	許可	細則5条3号	葡萄・苹果・梨	畑4.500	
32	北佐久郡五郎兵衛新田村	1人	許可	細則6条4号	洋菊	畑0.020	
33	北佐久郡岩村田町	1人	許可	細則5条3号	苹果	畑1.102	
34	東筑摩郡塩尻町	1人	許可	細則1条5号	葡萄	畑1.600	
35	松本市	1人	許可	細則5条3号	苹果	畑1.305	
36	東筑摩郡岡田村	1人	許可	細則5条3号	苹果	畑8.000	
	小県郡富士山村	2人	不許可	細則6条4号	薬用人参	畑1.806	増反認メ難シ

出典：長野県農政課「昭和17年度作付統制許可関係綴」長野県行政文書。

注：1) 本表は、主に「昭和17年度作付統制許可関係綴」の中の総括表による。

2) 県庁番号は、「昭和17年度作付統制許可関係綴」の中で、県庁がつけた番号である。

3) 小県郡富士山村の資料は綴じられておらず、番号が付けられていない。

4) 表中に欠けている県庁番号14番は、下高井郡夜間瀬村農会長からの換地改植についての問合せ(1942年5月28日)であり、15番は長野県薬用人参組合協会(小県郡丸子町)からの陳情(「薬用人参作付統制ニ関スル件」1942年4月20日)である。

のであるが、食糧増産第一主義を大原則とした厳格なものであったことが理解できよう。それでも軍関係（傷痍軍人、応召家族、戦死者家族など）や軍需会社敷地への配慮は存したが、その場合も許可申請面積が大きい場合や平坦地である場合には不許可となっており、政策全体のバランスを崩さないということを原則としていたのである。ちなみに、一九四二年一月から十二月までで、許可件数は二四件、その面積は一〇八反であった（表1参照）。

（2）農地作付統制違反の実態

以上のように農地作付統制は厳格に処理されたのであるが、それとは別に農地作付統制違反ほどの程度生じていたのであろうか。農林省は、農地作付統制運用実績について、一九四三年八月三十日現在の調査を行っているが、その照会事項の一つが「三、本令ノ違反ノ状況及之ガ防止策ニ付執リツツアル事項」であった⁷⁾。それによると、長野県における検査件数は八六五件（内、送届件数三七七件、訓戒件数四八八件）、その違反面積は、果樹四五八反（苹果の新植が主）、花卉二三反、その他七二反、合計五五三反であった。違反事件の多かった時期は一九四二年秋末から四三年春期であり、ちょうど上記の許可申請時期と一部重なっていた。違反の動機は、「制限作物ノ多クガ他作物ニ比シ価格高ク採算上有利ナルトノ見地ヨリ違反セルモノ最モ多シ」であった。この食糧農作物よりも制限・抑制農作物のほうが、収益性がかなり高いという点は、統制違反事件を生む主要因であった。政府は、制

限・抑制作物の価格引下げにより、この不均衡を是正しようとしたが、闇価格が広範に存在している状況下では、この点を是正することは難しかった。

引き続き、前掲「三、本令ノ違反ノ状況及之ガ防止策ニ付執リツツアル事項」により違反防止策についてみると、桑樹と果樹について、特に配慮がなされた。桑樹については、一九四一年十一月の作付転換計画に示された計画通りの完遂とそれに対する補助金交付の督促が違反防止策として提示されていた。桑樹整理については、一九四一年十一月、一九四二年四月、一九四二年十一月の三回にわたり、県係員・地方事務所員・関係団体職員などが全県下各市町村に対して桑園などの整理と食糧農作物の作付を調査した。違反が多かった果樹（特に苹果）については、①作付台帳の整備、②作付地の实地調査、③不法作付者の抜取措置、をとった。①については、一九四二年十二月二十六日の経済部長通牒によって、臨時農地等管理令施行細則第五条に基づき一九四一年四月十五日までに作付者より經濟部出張所（当時）に届け出た作付明細書によって台帳を整備せしめることにした⁸⁾。つまり、果樹新植を取締る行政側が、その基礎となる作付台帳を十分に整備していなかったのである。この点は、農地作付統制にとつての最大の弱点であった。②については、一九四三年一月に県係員が果樹地帯の町村に出張し、实地踏査の上、不法作付者については直ちに抜き取らせるように町村に指示した。③については、一九四三年四月経済部長通牒で、抑制作物（特

に苹果) について、市町村農会で作付調査を行い、すでに提出されている作付明細書と照合し、不法の部分については市町村農会長に抜取を指示するように命じた。これらは地方事務所で管掌し、五月末までに完了した、としていた。ただし、この②と③については、実際にどの程度まで厳格に行われたかは疑問である。

以上が長野県における作付統制取締及び違反の実態であったが、ここで注目したいのが違反面積の多さである。アでみたように、作付統制許可申請をして許可されたのが一年間で一〇八反であったから、一年九ヶ月間の違反面積五五三反は平均的にみて(一ヶ月平均でみて) ほぼその三倍のほっていた。この五五三反は統制違反として摘発された面積であり、この背後にははるかに多くの違反面積が広がっていたと思われる。申請許可面積は実際の統制違反面積からみるとかなり小さなものだったのである。つまり、手続きを踏み厳格に審査して許可された面積に比べ、はるかに多くの違反面積が事実上存在したのである。一方で厳格な審査をしていながら、他方ではその統制違反が広範に生じている(統制違反を抑制できない) という、アンバランスな状況が生じていたこととなる。

三、市町村農地委員会による耕作勧告

(1) 長野県農地作付統制細則第七条

臨時農地等管理令第八条は、「地方長官必要アリト認ムルトキ八道府県農地委員会又ハ市町村農地委員会ヲシテ農地ノ権利者ニ対シ其ノ農地ノ耕作ニ関シ勧告セシムルコトヲ得」(第一項)、「地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ権利者ニ対シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適当ト認ムル者ヲシテ耕作セシムル為貸貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得」(第二項)であり、これをうけて長野県では次の農地作付統制細則第七条を定めていた。¹⁰⁾

第七条 市町村農地委員会其ノ市町村ニ在ル土地ニシテ左

ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ当該土地ノ権利者ニ対シ遲滞ナク其ノ土地ノ耕作ニ関シ勧告ヲ為スベシ但シ法令又ハ法令ニ基ク処分ニ依リ耕作ヲ為スコトヲ得ザル土地ニ関シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニシテ現ニ耕作ニ供スルコトナク放置セラルルモノ

二 裏作其ノ他ノ耕作ニ供スルコトヲ得ル農地ニシテ其ノ用ニ供セラレザルモノ

三 其ノ他利用方法適當ナラザル農地

前項ノ勧告ヲ受ケタル土地ノ権利者正当ノ理由ナクシテ放置スルトキハ市町村農地委員会ハ第一号様式ニ依リ其

ノ事情ヲ知事ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ当該土地ノ権利者ニ対シ其ノ土地ヲ知事ノ適当ト認ムル者ヲシテ耕作セシムル為賃貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

つまり、市町村農地委員会（以下、農委とする）は、耕作放棄地の権利者に対し、その土地の耕作を勧告できるという条項であり、それでも耕作をしない場合には市町村農委はその事情を知事に報告し、場合によっては、知事は第三者をして、その耕地を耕作させることができるというものであった。

（2）長野県下伊那郡座光寺村農地委員会の事例

ここでは、農委による耕作勧告の具体的状況を検討するため、長野県下伊那郡座光寺村農委の事件をとりあげたい。座光寺村農地委員会『自昭和十八年会議録』には、一九四三年度以降の議事録と関連資料が綴じられている。この『自昭和十八年会議録』には、農地作付統制細則第七条による耕作勧告発動についての事件が二件記録されている。ここでは、それを検討したい。

〔事件一〕一九四三年五月十五日の村農委で、田〇・六一六反、畑三・〇〇三反に対する農地作付統制細則第七条発動が議題とされた。問題の耕地は、「時局下国家ノ要請ニ基キ一昨年以來再三委員長トシテ又農会長トシテ耕作監理ニ関シ勧告シタルモ未ダ今日ニ至ルモ充分耕作シ得ルニ至ズ放置セラル、」という田畑で、耕作者は病気等の為耕作できないというものであった。村農委では、本件は農地作付統制細則第

七条に該当するということで、勧告しても耕作がなされなかった為、第一号様式をもって知事に報告するかどうかが、当事者を交えて議論された。その結果、知事への報告はとりあえず保留し、問題の耕地については一部を耕作者が引き続き耕作し、他の部分は村農委が適当な耕作者を定めるとしてはどうか、ということとなった。詳細については、特別委員会を設置し、農地委員二名と当事者・関係者として、さらに懇談協議を行うこととなった。引き続き五月十七日に特別委員会が開催され、耕作者の耕作地の確定と耕作者が耕作しない耕地の耕作者・小作料などの詳細が決定された。

〔事件二〕一九四四年五月十八日の村農委で、田一・三一七反、畑五・四〇九反に対する農地作付統制細則第七条発動が議題とされた。問題の耕地は、「緊迫セル決戦下国家ノ要請ニ基ク食糧増産ノ見地ニ於テ昨年来再三耕作ニ関シ勧告シタルモ未ダ今日ニ至ルモ正当ノ理由ナク放置尚耕作不十分ナルハ誠ニ遺憾ノ極」というものであった。耕作者は「本人ノ家庭ノ事情耕地ニ対スル耕作ノ熱意殆ド無キ」、あるいは本人は「職業転換ヲ希望」していると報告されていた。本件の処理も事件一同様に、農地委員二名に当事者・関係者で、より詳細を詰めることとなった。翌日十九日夜にこの懇談会が開かれ、その結果、問題の耕地八筆のうち、一筆は本人の自作、残り七筆は近隣の唐沢実行組合が耕作することとなった。ちなみに、本件が第一号様式をもって知事に報告されたかどうかは確認できないが、一九四四年五月二十三日には「事件

処理願末報告」が作成されており、この報告書は県庁に送付されたと思われる。

以上が、座光寺村農委による耕作勧告事件である。問題の農地はいずれも「耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニシテ現ニ耕作ニ供スルコトナク放置セラルモノ」であり、二件とも明らかに農地作付統制細則第七条発動の対象となるものであった。座光寺村農委では、農地作付統制細則の規程に従い適格に対応していたといえる。農地作付統制細則第七条発動に対して、市町村農委がどのように対応したのかを具体的に示す事例といえよう。

四、おわりに

最後に本稿をまとめつつ、今後の課題を述べておきたい。農地作付統制については、従来研究が少なく、その具体的な政策変遷すら十分に明らかでなかったのであるが、本稿では長野県農政課『昭和十七年度作付統制許可関係綴』を用いて、作付統制許可の運用実態を解明した。県庁における統制許可申請の処理は、何よりも食糧増産第一主義を大原則とした厳格なものであったことが明らかとなった。それでも軍閥係や軍需会社敷地への特別の配慮は存在したが、その場合でも許可申請面積が大きい場合や平坦地である場合には不許可となっており、政策全体のバランスを崩さないということを原則としていたのである。このように、県庁による統制許可

はかなり厳格に行われていたのであるが、他方統制違反は広範に生じていた。摘発された統制違反面積だけでも県庁による統制許可面積の三倍になっていたのである。摘発面積の背後には広範に統制違反が生じていたから、厳格な統制許可処理と広範な統制違反の存在というアンバランスな状況が生じていたことになる。これが戦時期作付統制の実態であった。

耕作勧告については、座光寺村農委による二件の耕作勧告事件を検討した。座光寺村農委では、長野県農地作付統制細則の規程に従い、適切に対応していたといえる。農地作付統制細則第七条に関して、市町村農委の対応を具体的に示す事例といえよう。では、全国的な状況はどうであつたらうか。おそらく全国の市町村でも類似の事態が生じていたことは間違いないが、市町村農委がこれらに対応することが要請されていたのであるが、どれぐらいの割合で市町村農委が関与していたのであろうか。一九四二年十月までの実績調査である『農地調整法施行状況等調査二開スル件』（農林省文書）に臨時農地等管理令第八条に関与した市町村農委の調査がある。表2が一年間（一九四一年十月末～四二年十月末）の市町村農委の関与数を示している。割合は関与率（全農委の中にいる関与農委数の割合）である。全国的にみて飛びぬけているのは鳥取（一六七農委、関与率一〇〇％）で、つづいて、滋賀（一五二農委、関与率八十四％）、青森（八八農委、関与率五十五％）となる。全国で関与があつたのは十七府県であつた。長野県は関与の事実なしと報告されているが、座光寺村

表2 臨時農地等管理令第8条関与
市町村農地委員会数 (1941年・42年)

	関与農委数	割合 (%)
青森	88	55
福井	2	1
東海	1	2
神奈川	1	1
静岡	46	16
愛知	18	9
滋賀	152	84
京都	1	0
大阪	1	1
兵庫	35	10
奈良	2	1
鳥取	167	100
島根	6	3
香取	9	6
佐賀	21	10
大分	1	1
全 国	6	3
	557	6

出典：「農地調整法施行状況等調査ニ関スル件」農林省文書、「市町村農地委員会設置状況」農林省文書。

注：1) 1942年度は1942年10月までの実績である。
2) 割合は、関与農委数を1942年10月末現在の農委数で割ったものである。

の事例は一九四三年以降のものであり、一九四三年以降には増加したと思われる。一九四二年十月時点での全国の関与率は六%とあまり高くはなかったが、これも長野県の動きをみるならば、一九四三年以降もっと増加したに違いない。ただし、残念ながら一九四二年十月以降の全国データは今のところ見出せない。より多くの市町村農委の資料をもとに推測するしかない。今後の検討課題である。

註(一) 坂根嘉弘「農地作付統制についての基礎的研究(上)」(「広島大学経済論叢」二七一、二〇〇三年)、坂根嘉弘「農地作付統制についての基礎的研究(下)」(「広島大学経済論叢」二

七二、二〇〇三年)。

(2) 一九四一年における全国の作付転換割当面積のうち、長野県は一県だけで十二%をしめている(「食糧増産経済部長地方別打合せ」、「農林時報」一九四一年十月十五日)。

(3) 「長野県報」一五一、一九四一年十月二十三日。

(4) 長野県農政課「昭和十七年度作付統制許可関係綴」長野県行政文書、長野県立歴史館所蔵。

(5) 以下、「長野県令第八十二号 農地作付統制細則」、「長野県告示第九〇二号」(「長野県報」一五一、一九四一年十月二十三日)による。

(6) 「農林省統計表」一九四一年。長野県薬用人参組合協会は、二十六の町村薬用人参組合をもって一九三三年七月に設立。人参の生産、集荷、加工、販売の一元的事業を行い、上海市場への販路開拓を行った。戦中・戦後、福島、島根あるいは北海道の生産額は急減し、一九四九年には長野県の生産量が全国の八十二%を占めるまでになる(「農林省統計表」一九四九年)。長野県のみが生産量を伸ばすという、この最大の理由が長野県薬用人参組合協会による人参生産者団体の組織的対応(共販体制)にあったことは間違いない。生産における技術指導は勿論ながら集荷、加工とその製品規格の設定、販路の拡大を生産者団体が組織的に行っていた。福島、島根、鳥取ではこれらの組織的対応がなされておらず、集荷も民間商人が担っていた。戦時中の農地作付統制(人参栽培統制)に際しても、農地作付統制によって「人参の作付が制限され、減産の一途を辿ったが、独り本県での人参耕作について吾々

は、種々の理由を掲げて、作付制限の緩和について関係方面に強く要望、陳情したので、緩和の措置が講じられた」のである(以上、『創立五十周年記念誌』、信州人參農業協同組合、一九八二年。引用は一〇頁)。人參生産者団体の組織的対応が長野県人參生産を守り、発展させていったといえよう(その他、『日本人参史』編集委員会『日本人参史』、一九六八年が詳しい)。ちなみに、薬用人参の収益性は飛び抜けて高く、一九三二年調査で反当収益は米の三十二倍にのぼっていた(武島一義『農業経営転換と桑園代作』、『長野県農会報』二二四、一九三四年十月)。

(7) 『昭和十八年八月三十日農地作付統制規則運用状況調査』農林省文書。ちなみに、『信濃毎日新聞』(一九四四年五月二十九日)は、農地作付統制違反調査の結果、調査件数九〇〇八件のうち、違反件数四八八件、違反面積五五町、悪質違反一九九件で、果樹は八十%を占めると報じている。

(8) 帝国農会は作付転換の対象となるであろう作物について、事前に品目別かなり詳細な調査を行なっている。帝国農会調査部『作物転換に関する調査』(第一輯、第九輯、一九四一年十月)である。薬用人参(『作物転換に関する調査』第六輯所収)も含め制限・抑制農作物のほうが食糧農作物と比べて収益性が格段に高いことを指摘しており、作付転換実施に際して、その価格差から統制違反が生じるであろうことを示唆したものとなっている。

(9) 長野県上伊那郡中川村役場文書には、臨時農地等管理令施行細則第五条(果樹など第一条による新植禁止作物を作付け

しているものは一九四一年四月十五日までに第二号様式をもって作付明細書を知事に届け出るといふもの)による『農地等管理令施行細則第五条第二号様式届書 付属控書類』(一九四一年四月十五日、南向村園芸組合、中川村歴史民俗資料館所蔵)がある。なお、農地作付統制の実行を迫るのは、行政や警察のほか翼賛壮年団であった。これは全国的な動きであった。

(10) 農地作付統制の統制違反が多かったことについては、坂根嘉弘『戦時農地統制は守られたか』(『歴史学研究』七八七、二〇〇四年)を参照。

(11) 『長野県報』一五二一、一九四一年十月二十三日。

(12) 『昭和十八年会議録』座光寺村農地委員会、飯田市歴史研究所所蔵。

〔付記〕 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)(2)(課題番号16530228)による研究成果の一部である。

(広島大学大学院社会科学研究所)